一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　垂玉川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十七年内務省告示第五百三十七号で指定した土地の区域を除く。）
　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ峯　二四三二　一号から四号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十七年内務省告示第五百三十七号で指定した土地の区域を除く。）
　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字城成　二三四二番二　五号から七号まで　二三四一番三　八号

○国土交通省告示第八百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1397	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「プレミスト天神赤坂タワー」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社 福岡支社支社長 福島　斉	福岡県福岡市博多区上牟田二丁目11番24号	平成29年9月7日
1398	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）葺手ハイツ建替計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	葺手ハイツ・マンション建替組合 理事長 田子　和明	東京都港区虎ノ門4－1－11	平成29年9月7日
1399	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）墨田区千歳3丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社NIPPO 代表取締役 岩田　裕美	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	平成29年9月7日

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月二十一日

観光庁長官　田村明比古

（一）

一　登録年月日　平成二十九年二月七日
二　登録番号　第五十一号
三　登録研修機関の氏名又は名称　開源教育センター株式会社
四　住所　愛知県名古屋市名東区八前一丁目二百二号　京和コーポ
五　研修業務を行う事務所の所在地　愛知県名古屋市中区錦二丁目十七番三十号　河越ビル
六　法人にあってはその代表者の氏名　豊田　和美

（二）

一　登録年月日　平成二十九年二月七日
二　登録番号　第五十二号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社トラジャルフレール
四　住所　愛知県名古屋市南区鶴見通六丁目二番地の二
五　研修業務を行う事務所の所在地　愛知県名古屋市南区鶴見通六丁目二番地の二　黒肥地ビル
六　法人にあってはその代表者の氏名　黒肥地亮彦

（三）

一　登録年月日　平成二十九年九月六日
二　登録番号　第五十三号
三　登録研修機関の氏名又は名称　ジェイエコツアー株式会社
四　住所　北海道札幌市北区あいの里一条五丁目二番三号　東光ストア内
五　研修業務を行う事務所の所在地　北海道札幌市中央区南九条四丁目一番七号
六　法人にあってはその代表者の氏名　渡邊　廣

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、次の登録研修機関から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十一日

観光庁長官　田村明比古

一　一般社団法人日本添乗サービス協会（登録研修機関第五号）
　代表者の氏名の変更

変更前	吉田　隆昭
変更後	三橋　滋子

二　変更の年月日　平成二十九年三月二十二日
（二）　株式会社ジャッツ（登録研修機関第三十七号）
　代表者の氏名の変更

変更前	石黒　祥隆
変更後	黒田　満之

二　変更の年月日　平成二十九年三月二十一日
（三）　名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）
　代表者の氏名の変更

変更前	加藤　信貴
変更後	石川　信吾

二　変更の年月日　平成二十九年六月二十二日

○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社北海道ジェイ・アール・サービスネット（登録研修機関第二十五号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十一日

観光庁長官　田村明比古

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	北海道札幌市中央区北二条西三丁目一番地四十四　ヒューリック札幌ビル九階
変更後	北海道札幌市中央区北十一条西十五丁目一番地一号　ＪＲ北海道本社ビル一階

二　変更の年月日　平成二十九年二月二十七日